

公益社団法人の定款の記載事項

1 必要的記載事項(絶対的記載事項)

- ・目的(法人が行う事業)
- ・名称
- ・主たる事務所の所在地
- ・社員の資格の得喪に関する規定
- ・公告方法
- ・事業年度

以下は、新設法人のみ

- ・設立時社員の氏名又は名称及び住所(特例社団法人が任意に記載することは可)

2 公益法人の認定を受けるために記載が必要な事項

- ・理事会、監事を置く旨の定め
- ・公益認定の取消し等に伴う贈与についての定め(公益法人は変更できない)
- ・残余財産を他の公益法人等に帰属させる旨の定め
- ・不可欠特定財産についての定め(該当する財産がある場合のみ)
- ・会計監査人を置く旨の定め(負債額50億円以上等)

3 相対的記載事項(定款の定めがなければその効力を生じない事項)

- ・社員の経費支払い義務
- ・理事の任期の短縮(社団法人は社員総会の決議でも短縮可)
- ・監事の任期の短縮
- ・理事会の決議の省略
- ・代表理事及び業務執行理事が自己の職務の執行の状況の報告を理事会に報告する回数(3箇月に1回以上→毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上)
- ・理事会の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定め
- ・役員の実任の理事会決議による一部免除 など

4 任意的記載事項(法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項)

事務局に関する規定 など

5 定款に記載しても効力を有しない事項

- ・社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定め
- ・法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする旨の定め

6 定款の変更の案の附則に記載する事項

- ・定款の変更の案の施行日（移行の登記をすることを停止条件とする。）
- ・最初の代表理事の氏名
- ・（会計監査人を置く場合は最初の会計監査人の氏名又は名称）
- ・移行の登記をした際に、その前後で事業年度を区分する旨の定め

移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について（抜粋）

- 1 役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に一定の名称を付す場合（公益法人）

役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に対して、法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名称（役職）を付す場合には、原則として、定款に、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関（社員総会、理事会など）についての定めを設けることが望ましい。

- 2 ①法人運営上、法律に規定がない任意の機関を設ける場合の取扱い
（一般法人、公益法人）

法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社員総会、評議員会又は理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要がある。
- ②法律上の名称を定款において通称名で規定する場合の留意事項
（一般法人、公益法人）

法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員総会を「総会」、代表理事を「理事長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要がある。

- 3 代議員制度（一般社団法人、公益社団法人）

以下の5要件を満たすことが重要である。

 - ①「社員」（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められていること
 - ②各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること
 - ③「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること
 - ④選出された「社員」（代議員）が責任追及の訴え、社員総会決議取消の訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること
 - ⑤会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること

4 社員総会及び評議員会の決議要件（定足数）及び理事の選任議案の決議方法

①社員総会の決議要件（公益社団法人）

公益社団法人が、定款の定めにより、社員総会の普通決議の要件（定足数）を大幅に緩和し、あるいは撤廃することは許されない。

②理事の選任議案の決議方法（一般法人、公益法人）

社員総会又は評議員会で理事の選任議案を採決する場合には、各候補者ごとに決議する方法を採ることが望ましく、定款に、社員総会又は評議員会の議事の運営方法に関する定めの一つとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めを設けることは許されない。

5 社員総会及び評議員会の理事の選任権限と第三者が関与できる範囲 （一般法人、公益法人）

社員総会又は評議員会の理事の選任権限は、定款の定めをもってしても奪うことができないため、社員総会又は評議員会以外の機関がその決定をくつがえすこととなるような定款の定めを設けることはできない。

6 評議員の構成並びに選任及び解任の方法（公益財団法人）

評議員の選任及び解任方法を定款に定めるに際しては、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにする必要があり、これを確実に担保することができる方法を採用しなければならない。

そのような方法としては、

①「評議員の構成を公益法人認定法第5条10号及び第11号に準じたものにする」旨を定める方法

②評議員の選任及び解任をするための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って評議員を選任及び解任する方法

が望ましい。

7 代表理事の選定方法（公益社団法人）

理事会のみで代表理事の選定等を行うこととせず、代表理事の選定等の過程に社員総会を関与させることとする場合には、理事会によるガバナンスの確保を図ることとした法の趣旨を踏まえ、理事会の法定の権限である代表理事の選定及び解職権限を実効的に担保することができる内容の定款の定めを設けることが望ましい。

8 理事会・評議員会の運営方法（一般法人、公益法人）

定款に、①理事会（評議員会）に代理人が出席して議決権を行使することを許容する定め、②理事（評議員）が理事会（評議員会）に出席することなく書面等によって理事会（評議員会）の議決権を行使することを許容する定め、又は、③理事（評議員）が議案の賛否について個々の理事（評議員）の賛否を個別に確認する方法で過半数の理事（評議員）の賛成を得て決議するようないわゆる持ち回り決議を許容する定め、を設けることは認められない。

公益社団法人の機関設計

※公益社団法人のため、理事会設置を前提

1 社員総会

・権限

法人法で規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議をすることができる。
社員総会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

- ・ 定時社員総会…毎事業年度の終了後一定の時期
- ・ (臨時)社員総会…必要がある場合には、いつでも招集できる。
- ・ 議決権の行使…代理人、書面、電磁的方法による議決権行使も可

※社員が代理人による議決権の行使をすることができない旨の定款の定めは無効

- ・ 決議、報告の省略…法人法の要件を満たす場合可能。

2 理事（3名以上）

- ・ 任期 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に係る定時社員総会の終結の時まで(定款又は社員総会の決議で短縮可)

・理事の権限

代表理事	法人の代表、業務執行
(代表理事以外の)業務執行理事	業務執行
(その他の)理事	理事会へ参加し、意思決定に参画、代表理事等の業務の執行の監督

※代表理事、業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。(定款で毎事業年度に4箇月以上の間隔で2回以上とすることも可。)

3 監事

- ・ 兼職の禁止…理事又は使用人を兼ねることができない。(子法人も含む)
- ・ 任期 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に係る定時社員総会の終結の時まで(定款で4年→2年まで短縮可)
定款で任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の終了するときまでとすることも可。

- ・ 監事の権限

理事の職務の執行の監査 など

理事が不正の行為をしたとき、理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、法令・定款に違反する事実があるとき、著しく不当な事実があるときには、理事会に報告する義務を負う。

→必要があると認めるときは、理事会の招集を請求することができ、一定の期間内に招集の手続がおこなわれない場合には、理事会を招集できる。

(社員総会の招集の請求及び招集権限はない。)

4 役員（理事及び監事）の解任

理事又は監事は、いつでも社員総会の決議で解任できる。

5 理事会

- ・ 理事会の権限

業務執行の決定

理事の職務執行の監督

代表理事の選定及び解職

- ・ 理事及び監事の理事会への出席義務（代理や書面等は不可）
- ・ 決議の省略…定款の定めが必要。法人法の要件を満たす場合可能。
- ・ 報告の省略…法人法の要件を満たす場合可能。ただし、代表理事等の職務の執行の状況報告については省略不可。（理事会開催が必要）
- ・ 議事録…出席した理事（代表理事）及び監事の署名又は記名押印が必要。
理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

6 会計監査人

- ・ 設置が必要な法人（ただし、任意に設置することは可。）

貸借対照表上の負債の部の額 50億円以上

損益計算書の収益の部又は費用及び損失の部の額 1,000億円以上

7 役員等の資格

- ・ 役員となることができない者（法人法65条1項）

法人、成年被後見人もしくは保佐人 など

※役員が破産手続開始の決定を受けた場合、法人と役員との委任関係が終了し、役員の地位は失われる。

- ・公益認定の欠格事由（認定法6条）

役員が欠格事由に該当する場合は、認定取り消しとなるため注意が必要。

- ・認定基準との関係（認定法5条）

同一親族等が理事又は監事の3分の1を超えないこと。

他の同一の団体の役員又は使用人等が理事又は監事の3分の1を超えないこと。

公益法人の監事については、経理的基礎の基準との関係に留意が必要。

8 役員の実任

①任務を怠ったとき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任

②悪意又は重大な過失があったとき、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任

①の責任の免除

- ・総社員の同意

以下善意で重大な過失がない場合。

- ・社員総会の特別決議による責任の一部免除
- ・理事会の決議による責任の一部免除（定款規定が必要）

責任の一部…賠償責任を負う額から最低責任限度額を控除した額を限度

- ・責任限定契約（外部役員等、定款規定が必要）

定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる。